平成28年12月5日(月曜日)午後2時45分 開 議

●議事日程第1日 12月5日(月曜日)

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告及び提出議案
- 第4 議案第21号 平成28年度飯塚地区消防組合補正予算(第2号) (提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第5 議案第22号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第6 議案第23号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること (提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第7 認定第1号 平成27年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定 (提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決)
- 第8 報告第3号 専決処分の報告(消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解) (報告、質疑)
- 第9 一般質問
- 第10 署名議員の指名
- 第11 閉 会
- ●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時05分 開会

○議長(鯉川 信二)

△開会

改めましてこんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成28年第3 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、12月5日、一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月5日、一日と決定いたしました。

行政報告及び提出議案に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。齊藤組合長。

◎組合長(齊藤 守史)

本日、平成28年第3回消防組合議会定例会を招集するにあたり、本年2月定例会以降、本日までの事務事業の大要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに「平成28年熊本地震」への飯塚地区消防本部の派遣状況について報告いたします。 飯塚地区消防本部は、4月14日の発災直後から4月27日までの間、緊急消防援助隊として5陣に分け、指揮隊4隊8名、救助隊4隊20名、救急隊5隊15名、後方支援隊5隊15 名の合計18隊、延べ人員58名の隊員を現地に派遣し、救助、救急等の活動を行いました。

次に、飯塚地区消防組合組織再編実施計画の進捗状況でありますが、庄内元吉出張所の庁舎 設計が8月に完了し、来年3月の工事着工を予定しております。また、飯塚消防署、嘉麻分署 及び岩崎出張所庁舎設計につきましても、設計業者との委託契約を締結いたしました。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として8名に6日間の病院内研修を、気管挿管認定のため1名に病院実習を実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される各養成課程に4名を入校させております。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため10月21日に、管内29の保育園・幼稚園児944名の参加による「第12回幼年消防ふれあい祭り」を開催したほか、10月30日には、飯塚消防署において消防フェスタを開催し495人の地域住民の参加を得て幼児、児童を通じた家庭内の防火意識の普及・啓発を図りました。

また、管内の小学6年生、1,529人を対象に、防火ポスターコンクールを実施、入賞作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成し管内事業所に配布いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、職員延べ114名を動員して、高齢者世帯を対象とした一般住宅の防火査察を95 9件実施し、火気取扱い及び住宅用火災警報器の設置指導を行いました。

また、当組合管内における火災の状況でありますが、主なものとして、5月に飯塚市勢田、6月に嘉麻市漆生、7月に桂川町土居と飯塚市中で工場火災が発生し、この4件における焼損面積は延5292.98平方メートル、損害額の合計は3億7,537万円となっております。次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学校の幹部科に2名、福岡県消防学校の初任教育に7名、各種専門教育に17名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に17名を入所させました。

また、11月5日及び6日に長崎県雲仙市で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同 訓練に、指揮隊、救助隊、救急隊及び後方支援隊として13名が参加いたしました。

以上が2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ5件であります。

はじめに、議案第21号は、平成28年度補正予算第2号でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,698万9千円を減額 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億497万2千円と定めております。

次に、議案第22号は、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で あります。

一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定等が行われたので、 これを参考にして本消防組合職員の給与を改定するものであります。

次に、議案第23号は、本消防組合の公平委員会委員の任期満了に伴い、後任委員の選任に つき本議会の同意をお願いするものでございます。

次に、認定第1号は、平成27年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定でございます。

次に、報告第3号は、専決処分の報告で、消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の報告であります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のう えご議決いただきますようお願いを申し上げまして、行政報告及び提出議案の説明を終わりま す。

○議長(鯉川 信二)

議案第21号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算(第2号)」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長(鬼丸 德寿)

議案第21号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

お手元の平成28年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ4,698万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億497万2千円とするものでございます。

歳入歳出予算の、補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、繰越明許費の補正を定め、既定の繰越明許費の変更は、4ページ「第2表繰越明許費補正」によるものとし、本年度内の支出が終わらない事業として、翌年度へ繰り越 す事業を追加するものでございます。

次に、補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。 6ページをお開き願います。

2. 歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、7,344万円の減額は、平成28年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。主な理由といたしましては、地方交付税の消防費単位費用は、前年度と同額の11,300円でございますが、平成27年度国政調査による管内人口が平成22年、前回調査より6,409人減少したことによるものでございます。

各市、町ごとの補正額の内訳は、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、2(目)利子及び配当金、478万円の追加は、 説明欄記載のとおり、消防賞じゅつ金基金、消防庁舎及び職員公舎建設基金、消防施設整備基 金、及び財政調整基金の預金利子の増を計上いたしたものでございます。

増の理由は、当初の見込みから、各基金の運用利率が上がったことによるものでございます。 次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、845万円の減 額は、基金を充当するため、予算計上いたしておりました、2台の消防車両購入費が、入札効 果等により当初の見込みより減額したことによるものでございます

次に、5(款)、繰越金、1(項)、繰越金、1(目)繰越金、3, 012万1千円の追加は、前年度繰越金を計上いたしたものでございます。

続きまして、7ページ、3.歳出について、ご説明いたします。

2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費の補正額は、12万7千円を減額いた しております。内訳は、委託料59万7千円の減、次に、25(節)積立金、47万の増となっております。

金額の内訳は、右説明欄記載のとおりでございます。

次に、3(款)消防費、1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、450万円を減額いた しております。

内訳を各節にそってご説明いたします。

まず、2(節)給料、319万4千円の追加は、国家公務員の給与の改定等を受けて、職員給料を改定したことによるものでございます。

次に、3(節)職員手当等、1,325万円の追加は職員給料の改定を受けたものと、本年4月に発生した熊本地震に緊急消防援助隊として職員58名を、延べ14日間派遣したことによるものでございます。

次に、4(節)共済費、1,913万9千円の減額は共済組合負担金、社会保険料、子ども・ 子育て拠出金の率の改定によるものでございます。

次に、8(節)旅費、26万8千円の追加は、先ほどご説明いたしました、緊急消防援助隊を派遣したことにより、普通旅費を追加するものでございます。

次に、13(節)委託料、383万6千円の減額は、指令装置保守点検委託料の入札による 残額を計上いたしたものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金、148万4千円の追加は、特別負担金の増と職員 給料の改定により、退職手当組合負担金を追加するものでございます

次に、25(節)積立金、27万9千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子を積み立てるものでございます。

以上が、1目、常備消防費の説明でございます。

次のページをお開きください。

続きまして、2目、消防施設費の補正額は、4,236万2千円を減額いたしております。 内訳につきましては、12(節)役務費、5千円の追加は、庄内元吉出張所建設に伴い、水道 工事検査手数料を計上いたすものでございます。

次に、13(節)委託料、4,850万5千円の減額は、本年の6月、第1号補正において、 飯塚消防署建設工事委託料を繰越明許費から3カ年度の継続費へ変更したことにより、飯塚消 防署現況測量委託料と飯塚消防署造成工事設計委託料を全額、飯塚消防署建設工事委託料に含 めたことで、予算の調整を行うものでございます。

次に、15(節)工事請負費、124万2千円の追加は、役務費でご説明いたしました、庄 内元吉出張所の水道工事費を追加するものでございます。

次に、18(節) 備品購入費、842万3千円の減額は、救急救助用器具費及び車両購入費の入札による残額を計上するものでございます。

次に、25(節)積立金、1,331万9千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防 庁舎及び職員公舎建設基金及び同基金の預金利子並びに消防施設整備基金の預金利子を積み立 てるものでございます。

9ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、「平成28年度、飯塚地区消防組合補正予算(第2号)」の説明を終ります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(鯉川 信二)

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結い たします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第21号「平成28年飯塚地区消防組合補正 予算(第2号)」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯉川 信二)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

次に議案第22号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長 (鬼丸 德寿)

議案第22号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定等が行われたので、これを参考にして、本消防組合職員の給与を改定するため提出するものでございます。 改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。14ページをお開き願います。 第1条関係の改正について、ご説明いたします。

まず、第29条第2項の「勤勉手当」の改正につきましては、文言の整理を行ったほか、同項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を「100分の80」から「100分の90」に、同項第2号で、再任用職員について「100分の37.5」から「100分の42.5」に引き上げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を「100分の1.2」から「100分の1.35」に、最低号給に達しない場合の勤勉手当減額基礎額に乗ずる率を「100分の80」から「100分90」に引き上げるものでございます。

次に、15ページから25ページの別表第1及び別表第2の改正でございますが、国家公務 員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。

次に、第2条の改正につきましては、新旧対照表の第2条関係により、ご説明いたします。 26ページをお開き願います。

まず、扶養手当に関する改正でございますが、第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、 孫を新たに第2号の次に第3号に規定して、子と孫を分割しております。新たに孫を第3号と して加えたことによって、以降の各号をそれぞれ繰り下げております。

次に、同条第3項は扶養手当の月額の改正を行っております。配偶者の扶養手当を月額13,000円から6,500円に減額し、前項第3号から第6号までに掲げる者については1人に

つき 6 , 5 0 0 円に、同項第 2 号に掲げる子供については 1 人につき 6 , 5 0 0 円から 1 0 , 0 0 円に引き上げるものでございます。

次に、第13条第1項の改正は、扶養親族の届出に関する改正でありまして、条文の整理を 行った他、同項第3号及び第4号で定める「扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者の ない職員となった場合又は有するに至った場合」の任命権者への届出の規定を削除しておりま す。

次に同条第2項及び第3項の改正は、条文の整理を行った他、第3項にあっては内容を号建 てといたしております。

次に、第29条「勤勉手当」の改正につきましては、次のページをお開きください。

同条第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を「100分の90」から「100分の85」に引き下げ、同項第2号で、再任用職員については「100分の42.5」から「100分の40」に引き下げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を「100分の1.35」から「100分の1.275」に引き下げ、また、最低号給に達しない場合の勤勉手当減額基礎額に乗じる率を「100分の90」から「100分の85」に引き下げるものでございます。

29ページをご覧ください。

附則第1項におきまして、施行期日等を規定いたしており、この条例は公布の日から施行することといたしておりますが、ただし書きにおいて、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行するものといたしております。

次に、第2項の規定は、第1条の規定による、改正後の給与条例の規定は、第29条第2項 及び附則第7項の改正規定を除き、平成28年4月1日から適用するものといたしております。 次に、附則第3項の規定は、給与の内払いの規定でございます。

次に、附則第4項の規定は、扶養手当に関する特例を定めており、段階的な手当額の改定を行うため平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与条例第12条第3項第1号に掲げる「配偶者」の6,500円を10,000円に同項第2号に掲げる「子供」については1人につき10,000円を8,000円、ただし、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうちの1人については10,000円に、同項第3号から第6号までに掲げる「父母等」については6,500円、ただし、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうちの1人については9,000円とすることとした他、改正後の給与条例第13条で規定する扶養親族の任命権者への届け出に関して、改正前の給与条例第13条第3号及び第4号に規定する扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合及び扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った職員となった場合の、経過措置を規定したものであります。

次に、附則第5項におきまして、条例の施行に関し必要な事項は組合長が別に定めるものと いたしております。 以上で、議案第22号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長(鯉川 信二)

提案理由の説明が終りましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いた します。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第22号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第23号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。齊藤組合長。

◎組合長(齊藤 守史)

ただいま上程されました「議案第23号公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、提案理由をご説明いたします。

議案書の31ページをお開きください。

本消防組合の公平委員会委員 笹田伸子氏の任期が、平成28年12月7日で任期満了いた しますので、その後任として、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、飯塚市菰田東 2丁目6番9号 椛島典仁氏を公平委員会委員に選任いたしたいと存じますので、本議会のご 同意を賜りますようお願いたします。

○議長(鯉川 信二)

提案理由の説明が終りましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いた します。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第23号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を、原案どおり同意 することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

次に、認定第1号「平成27年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長(鬼丸 德寿)

認定第1号「平成27年度飯塚地区消防組合、歳入歳出決算の認定」について、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する ものでございます。

次のページをお開き願います。

歳入歳出決算の状況と、施策の成果報告の概要を、ご説明申し上げます。

はじめに、決算規模でございますが、歳入決算額は、28億1,676万円で、歳出決算額は、27億2,289万3千円となっております。

これを前年度の決算額と比較いたしますと、歳入で、296万1千円の減、歳出で、4,784万9千円の減となっております。

次に、決算の収支につきましては、歳入歳出差引額は、9,386万7千円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源3,062万3千円を差し引いた実質収支額は6,324万4千円の黒字となっております。また、平成27年度の実質収支額から、前年度の実質収支額、4,897万9千円を差し引いた単年度収支額につきましては、1,426万5千円の黒字となっております。

次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額、28億1,676万円の主なものは、構成 市町から拠出いただきました、分担金及び負担金、25億5,153万4千円、構成比90. 58%、繰入金、2億2,835万3千円、構成比8.11%、繰越金、2,448万9千円、 構成比、0.87%等でございます。

次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額は、27億2,289万3千円で、性質別経費の状況につきましては、35ページ、上から4行目をご覧ください。

人件費、19億3,697万7千円、構成比71.14%、物件費、1億5,718万8千円、構成比5.77%、補助費等、1,643万9千円、構成比0.60%、維持補修費、69万3千円、構成比0.03%、投資的経費、4億847万3千円、構成比15.0%、公債費、4,150万円、構成比1.52%、積立金、16,162万円、構成比5.94%となっております。

次に、施策の成果についてでありますが、「5事務事業の概要」以下に記載いたしておりま すので、説明を省略させていただきます。

以上で、認定第1号「平成27年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定について」の説明 を終わります。

ご審議のうえ、ご認定を賜わりますよう、お願い申し上げます。

○議長(鯉川 信二)

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。田中博文監査委員。 〇田中 博文議員

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、平成27年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、平成27年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。

歳入総額28億1,676万円に対しまして、歳出総額は27億2,289万3千円で、歳入歳出差引額は9,386万7千円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源3,062万3千円を差し引いた実質収支額は、6,324万4千円の黒字となっております。また、飯塚消防署及び庄内元吉出張所の建設用地を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧いただきたいと存じます。

おわりに、国の経済については、9月の月例経済報告で「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし海外経済で弱さもみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動に留意する必要がある。」とされており、長期的には景気回復が期待されるものの、海外の景気に影響を受ける不安定な状況は依然として続くものと考えられます。

また、地域経済については、8月30日発表の地域経済動向において、このような国の状況に加え、「平成28年熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」とされており、消防組合を構成する各市町においても、依然として、景気の回復による財政状況の急速な改善を見込むのは難しいと考えられます。

さらに、飯塚市及び嘉麻市では、市町村合併に伴う地方交付税の特例算定が期限を迎え、平成28年度から地方交付税の合併算定替の縮減が始まっていることから、構成市町からの負担金を主な財源とする消防組合の財政状況についても、これから一層厳しくなっていくものと考えられます。

このような状況の中、消防組合においては、将来にわたって安定した消防行政を運営するため、平成25年度に「飯塚地区消防組合組織再編実施計画」及び「飯塚地区消防組合財政健全化実施計画」を策定されています。計画はすでに、実行段階に入り、順調に推し進められているところでありますが、今後も滞りなく、計画を推し進め、「現在の地域情勢に適応した消防体制」を構築し、限られた予算を効果的、効率的に運用することで、より一層安全、安心な地域社会を確立できるよう、関係者の一層の努力を望むものであります。

以上審査報告を終わります。

○議長(鯉川 信二)

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終りましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

認定第1号「平成27年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第3号「専決処分の報告(消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」を議題といたします。

報告事項について説明を求めます。大谷飯塚署長。

◎飯塚署長(大谷 繁憲)

報告第3号「専決処分の報告(消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)について、ご説明申し上げます。

議案書の54ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、消防活動事故に係る損害賠償の額を定めることについて、平成28年8月10日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び55ページの図に記載のとおり、平成28年7月29日午後7時44分頃、飯塚市幸袋49-4、志岐自動車整備工場東側県道上で、建物火災に出動した消防隊が現場到着後、火災防ぎょのため、隊員2名でホースレイヤーにて消防ホースを延長中、火災現場で渋滞し停車している軽自動車の助手席側を通過する際、ホースレイヤーがミラーに接触することを回避しようとした隊員が、自分の背負っている空気呼吸器を軽自動車のボディ及びミラーに接触させ、損傷させたものでございます。

事故の原因は、隊員が狭い路側帯を通行中に発生させたもので、隊員の不注意が原因でございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、80,364円を賠償金として支払うものでございます。

詳細つきましては、55ページ、6 損害額及び賠償負担額(区分)の表に記載のとおりでございます。

なお、消防組合が支払う損害賠償額80,364円は、消防業務賠償責任保険より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。

どうも申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長(鯉川 信二)

報告事項に対する説明が終りましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終 結いたします。本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

次に一般質問ですが一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。 次に署名議員を指名いたします。

7番田中日本明議員、10番秀村長利議員。以上をもちまして、議事日程の全てを終了いた しましたので、平成28年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時45分 閉会

●出席議員

(出席議員 13名)

1番	鯉川信二	8番	坂口政義
2番	宮 原 由 光	9番	兼本芳雄
3番	田中秀哲	10番	秀村長利
4番	原中政廣	11番	田中博文
5番	竹 本 慶 吉	12番	道 祖 満
6番	中嶋廣東	13番	坂平末雄
7番	田中 日本明		

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	坂	田	潤	治
IJ	徳	永	進-	一郎
II.	吉	田	達	郎
II.	沖		俊	$\vec{=}$
II .	利	光	良	平

●説明のため出席した者

組合長	齊	藤	守	史
副組合長	赤	間	幸	弘
副組合長	井	上	利	_
会計管理者	長	野	文	彦
消防長	鬼	丸	德	寿
総務課長	笹	尾	清	隆
予防課長	藤	Ш	伸	之
警防課長	藤	Ш	啓	司
飯塚消防署長	大	谷	繁	憲
飯塚署副署長	打	田	雅	彦
山田消防署長	大	塚	正	道
桂川消防署長	井	上	正	明
総務課長補佐兼企画財政係長	篠	崎	太	望
予防課長補佐	松	岡	春	樹
警防課長補佐	横	江		浩
総務課会計係長	梶	嶋	博	徳